

教私第1330号  
令和2年 5月 1日

各私立学校設置者 様  
各私立小・中・高・中等教育学校長 様  
各私立幼稚園・認定こども園長 様

大阪府教育庁私学課長

平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信  
補償金制度」の施行について

標記について、文化庁次長、文部科学省総合教育政策局長、同省初等中等教育局長及び同省高等教育局長から通知がありましたので、お知らせします。

本通知の全文については、大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスからご覧いただきますようお願いいたします。

【大阪府ホームページアドレス『私立学校（園）向けのお知らせ』】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/index.html>

大阪府教育庁私学課  
小中高振興グループ 長濱  
TEL 06-6210-9275（内線 4858）  
  
幼稚園振興グループ 岩崎  
TEL 06 - 6210-9273（内線 4860）